平成２３年（フ）第５５９号
沖縄県浦添市大平１丁目32番１号
債務者　古堅　宗利
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３８８号
福岡県久留米市三潴町福光359番地６
債務者　森崎美津枝
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０６号
長崎県雲仙市南串山町丙2693番地
債務者　渡部　栄子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
長崎県島原市南崩山町丁2819番地　魚見第一団地Ｃ―101号、前住所長崎県島原市上の原１丁目6283番地
債務者　奥平美砂子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
長崎県島原市有明町湯江丙803番地、前住所長崎県島原市有明町湯江丁676番地５
債務者　吉村　政和
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
福岡県久留米市国分町237番地１　カーサー和幸203号
債務者　石丸　美幸（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９７１号
北九州市八幡西区大平台30番25号
債務者　黒木美穂子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４６号
北九州市小倉南区中曽根４丁目３番21号103
債務者　岩田　広幸
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０５７号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目４番15号　ハイム霧ケ丘201号
債務者　古川　隆子（旧姓手島）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２７９号
松江市天神町15番地　ウイステリア天神504号
債務者　松本　浩子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
福島県いわき市内郷御台境町鶴巻10番地　フラットマジョルカ102
債務者　渡邉　直子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５７２号
和歌山市市小路362番地の17　ナビハウス303
債務者　岩鶴　拓美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９９６号
北九州市小倉北区白銀１丁目７番28号
債務者　嶋田　稔也
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１８号
北九州市八幡西区則松４丁目16番３号
債務者　宮本　銀子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３３号
北九州市門司区高田２丁目６番１―303号
債務者　小林　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３５号
北九州市小倉北区泉台３丁目26番３―501号
債務者　川原　良子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０５４号
北九州市小倉北区片野新町１丁目11番１―302号
債務者　工藤　和枝
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部